

## 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る 技術的審査業務審査料金規則

### (目的)

第1条 この規則は、別に定める「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程」（以下「規程」という。）に基づき一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が実施する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務に係る審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

### (審査料金)

第2条 規程第12条に規定する技術的審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

2 住宅性能評価の申請又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の依頼、長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る技術的審査の依頼又は低炭素建築物の認定に係る技術的審査の依頼と併せて、技術的審査の依頼がある場合の技術的審査料金は、別表2に掲げるとおりとする。

3 別表1および別表2に掲げるもの以外の審査の依頼がある場合は、別途見積りとする。

### (審査料金の納入)

第3条 依頼者は、審査料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (審査料金を減額するための要件)

第4条 審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 技術的審査依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。

(2) 標準設計を用いた複数の住宅に係る技術的審査依頼が、一定期間内に見込めるときで、技術的審査が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(3) 上記以外でも当センターの業務を利用の場合などで、理事長の承認を得たとき。

### (審査料金を増額するための要件)

第5条 審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 別表1に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとセンターが判断したとき。

(審査料金の返還)

第6条 納入した審査料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかつた場合には、この限りでない。

(その他)

第7条 適合証を再交付するときの料金は、1通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)の修正に伴い再交付を行う場合の料金は、1通につき11,000円(税込)とする。

(附則) この規則は平成28年4月1日より施行する。

(附則) この規則は平成28年6月1日より施行する。

(附則) この規則は平成29年7月28日より施行する。

(附則) この規則は令和2年12月15日より施行する。

(附則) この規則は令和6年4月1日より施行する。

別表1 一戸建て住宅の技術的審査料  
料 金 (税込)

33,000円

別表2 一戸建て住宅の技術的審査料金(設計住宅性能評価、低炭素建築物の認定に係る技術的審査、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る技術的審査又は、長期使用構造等確認の業務と併せて審査の依頼があり、同一の計算結果の場合)

料 金 (税込)

11,000円

※既にセンターから適合証が交付された計画について、業務規程第6条の計画の変更をしようとするものに係る評価料金の額は、第2条で適用された料金の2分の1の額とする。